

令和4年度飯能市一般会計予算

令和4年度飯能市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ29,500,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1,500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

歳入 (単位：千円)

款	項	金額
1 市 税		11,970,259
	1 市 民 税	4,876,114
	2 固 定 資 産 税	5,596,172
	3 軽 自 動 車 税	229,440
	4 市 た ば こ 税	435,000
	5 鉱 産 税	1,203
	6 入 湯 税	1,500
	7 都 市 計 画 税	830,830
2 地 方 譲 与 税		266,800
	1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	52,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	153,000
	3 森 林 環 境 譲 与 税	61,800
3 利 子 割 交 付 金		7,200
	1 利 子 割 交 付 金	7,200
4 配 当 割 交 付 金		48,000
	1 配 当 割 交 付 金	48,000

(単位：千円)

款	項	金額
5 株式等譲渡所得割交付金		51,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	51,000
6 法人事業税交付金		80,000
	1 法人事業税交付金	80,000
7 地方消費税交付金		1,700,000
	1 地方消費税交付金	1,700,000
8 ゴルフ場利用税交付金		130,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	130,000
9 環境性能割交付金		30,000
	1 環境性能割交付金	30,000
10 地方特例交付金		90,000
	1 地方特例交付金	90,000
11 地方交付税		4,000,000
	1 地方交付税	4,000,000
12 交通安全対策特別交付金		10,000
	1 交通安全対策特別交付金	10,000
13 分担金及び負担金		150,781
	1 負担金	150,781

14 使用料及び手数料		353,794
	1 使用料	220,484
	2 手数料	133,310
15 国庫支出金		4,339,830
	1 国庫負担金	3,390,904
	2 国庫補助金	929,873
	3 委託金	19,053
16 県支出金		1,834,922
	1 県負担金	1,205,377
	2 県補助金	449,470
	3 委託金	180,075
17 財産収入		51,918
	1 財産運用収入	46,555
	2 財産売却収入	5,363
18 寄附金		201,202
	1 寄附金	201,202
19 繰入金		1,394,591
	1 特別会計繰入金	4,846
	2 基金繰入金	1,389,745

(単位：千円)

款	項	金額
20 繰越金		750,000
	1 繰越金	750,000
21 諸収入		651,003
	1 延滞金、加算金及び過料	10,001
	2 市預金利子	147
	3 貸付金元利収入	113,533
	4 受託事業収入	138,401
	5 収益事業収入	60,000
	6 雑収入	328,921
22 市債		1,388,700
	1 市債	1,388,700
歳入	合計	29,500,000

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 議会費		235,601
	1 議会費	235,601
2 総務費		3,410,922
	1 総務管理費	2,684,484
	2 徴税費	401,885
	3 戸籍住民基本台帳費	207,499
	4 選挙費	74,325
	5 統計調査費	15,780
	6 監査委員費	26,710
	7 行政不服審査費	239
3 民生費		11,551,444
	1 社会福祉費	5,198,425
	2 児童福祉費	4,723,996
	3 生活保護費	1,609,583
	4 災害救助費	5
	5 国民年金費	19,435
4 衛生費		2,527,987
	1 保健衛生費	935,146

(単位：千円)

款	項	金額
	2 環 境 費	334,683
	3 清 掃 費	1,258,158
5 勞 働 費		6,952
	1 勞 働 諸 費	6,952
6 農 林 水 産 業 費		388,386
	1 農 業 費	140,043
	2 林 業 費	248,343
7 商 工 費		819,635
	1 商 工 費	819,635
8 土 木 費		3,376,779
	1 土 木 管 理 費	145,685
	2 道 路 橋 り よ う 費	1,367,202
	3 河 川 費	22,646
	4 都 市 計 画 費	1,727,442
	5 住 宅 費	113,804
9 消 防 費		1,297,355
	1 消 防 費	1,297,355

10 教 育 費		2,768,702
	1 教 育 総 務 費	503,364
	2 小 学 校 費	560,263
	3 中 学 校 費	474,967
	4 幼 稚 園 費	212,223
	5 社 会 教 育 費	355,372
	6 保 健 体 育 費	662,513
11 災 害 復 旧 費		1,000
	1 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	1,000
12 公 債 費		3,065,237
	1 公 債 費	3,065,237
13 予 備 費		50,000
	1 予 備 費	50,000
歳 出	合 計	29,500,000

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
第二区地区行政センター耐震補強改修事業	6,000 ^{千円}	普通貸借 又 証券発行	3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、その融資条件、銀行その他の場合にはその債権者と協定することによる。ただし、市財政の都合により繰上償還し、又は低利債に借り換えることができる。
第二区保育所耐震補強改修事業	6,000	同上	同上	同上
特定間伐等促進対策事業	3,200	同上	同上	同上
市道整備事業	224,000	同上	同上	同上
橋りょう整備事業	159,800	同上	同上	同上
河川整備事業	18,000	同上	同上	同上
公園緑地整備事業	11,200	同上	同上	同上
消防施設整備事業	25,500	同上	同上	同上
体育施設整備事業	135,000	同上	同上	同上
臨時財政対策	800,000	同上	同上	同上
計	1,388,700			

令和4年度飯能市国民健康保険特別会計予算

令和4年度飯能市の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 事業勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ8,724,874千円と定める。

2 南高麗診療所勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ67,652千円と定める。

3 名栗診療所勘定の歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ67,276千円と定める。

4 事業勘定、南高麗診療所勘定及び名栗診療所勘定の歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(歳出予算の流用)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表 歳入歳出予算

事 業 勘 定

歳 入 (単位：千円)

款	項	金 額
1 国民健康保険税		1,684,393
	1 国民健康保険税	1,684,393
2 使用料及び手数料		1
	1 手 数 料	1
3 国 庫 支 出 金		1
	1 国 庫 補 助 金	1
4 県 支 出 金		6,310,133
	1 県 補 助 金	6,310,132
	2 財 政 安 定 化 基 金 交 付 金	1
5 財 産 収 入		146
	1 財 産 運 用 収 入	146
6 繰 入 金		693,290
	1 他 会 計 繰 入 金	528,617
	2 基 金 繰 入 金	164,673
7 繰 越 金		20,000
	1 繰 越 金	20,000

(単位：千円)

款	項	金額
8 諸 収 入		16,910
	1 延滞金、加算金及び過料	11,054
	2 貸付金元利収入	336
	3 雑 入	5,520
歳 入	合 計	8,724,874

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		36,675
	1 総務管理費	22,698
	2 徴税費	13,356
	3 運営協議会費	621
2 保険給付費		6,250,341
	1 療養諸費	5,413,005
	2 高額療養費	810,855
	3 移送費	51
	4 出産育児諸費	19,330
	5 葬祭諸費	7,000
	6 傷病諸費	100
3 国民健康保険事業費納付金		2,297,434
	1 医療給付費分納付金	1,540,001
	2 後期高齢者支援金等分納付金	545,147
	3 介護納付金分納付金	212,286
4 共同事業拠出金		4
	1 共同事業拠出金	4

(単位：千円)

款	項	金額
5 保 健 事 業 費		123,902
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	75,811
	2 保 健 事 業 費	48,091
6 基 金 積 立 金		147
	1 基 金 積 立 金	147
7 諸 支 出 金		10,371
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	10,371
8 予 備 費		6,000
	1 予 備 費	6,000
歳 出 合 計		8,724,874

南 高 麗 診 療 所 勘 定

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 診 療 収 入		44,572
	1 外 来 収 入	34,498
	2 そ の 他 の 診 療 収 入	10,074
2 使 用 料 及 び 手 数 料		171
	1 使 用 料	66
	2 手 数 料	105
3 繰 入 金		21,885
	1 他 会 計 繰 入 金	21,885
4 繰 越 金		1,000
	1 繰 越 金	1,000
5 諸 収 入		24
	1 雑 収 入	24
歳 入	合 計	67,652

歳出 (単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		32,479
	1 施設管理費	32,479
2 医療費		34,173
	1 医療費	34,173
3 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		67,652

名 栗 診 療 所 勘 定

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
1 診 療 収 入		39,761
	1 外 来 収 入	33,405
	2 そ の 他 の 診 療 収 入	6,356
2 使 用 料 及 び 手 数 料		132
	1 使 用 料	50
	2 手 数 料	82
3 繰 入 金		25,878
	1 他 会 計 繰 入 金	25,878
4 繰 越 金		1,000
	1 繰 越 金	1,000
5 諸 収 入		505
	1 雑 入	505
歳 入	合 計	67,276

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		37,044
	1 施 設 管 理 費	37,044
2 医 業 費		29,232
	1 医 業 費	29,232
3 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出	合 計	67,276

令和4年度飯能市笠縫土地区画整理特別会計予算

令和4年度飯能市の笠縫土地区画整理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ495,965千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、78,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 保留地処分金		18,800
	1 保留地処分金	18,800
2 使用料及び手数料		1
	1 使用料	1
3 国庫支出金		56,165
	1 国庫補助金	56,165
4 財産収入		1
	1 財産売却収入	1
5 繰入金		309,992
	1 一般会計繰入金	309,992
6 繰越金		10,000
	1 繰越金	10,000
7 諸収入		6
	1 雑入	6
8 市債		101,000
	1 市債	101,000

歲 入 合 計	495,965
---------	---------

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		45,366
	1 総務管理費	45,366
2 事業費		296,844
	1 事業費	296,844
3 公債費		152,755
	1 公債費	152,755
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出	合計	495,965

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地区画整理事業	101,000 ^{千円}	普通貸借 又は 証券発行	3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、その融資条件、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、市財政の都合により繰上償還し、又は低利債に借り換えることができる。
計	101,000			

令和4年度飯能市双柳南部土地区画整理特別会計予算

令和4年度飯能市の双柳南部土地区画整理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ296,469千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、53,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入 (単位：千円)

款	項	金額
1 保留地処分金		9,000
	1 保留地処分金	9,000
2 使用料及び手数料		1
	1 使用料	1
3 国庫支出金		53,000
	1 国庫補助金	53,000
4 財産収入		1
	1 財産売払収入	1
5 繰入金		175,966
	1 一般会計繰入金	175,966
6 繰越金		5,000
	1 繰越金	5,000
7 諸収入		1
	1 雑収入	1
8 市債		53,500
	1 市債	53,500

歲	入	合	計	296,469
---	---	---	---	---------

歳出 (単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		5,058
	1 総務管理費	5,058
2 事業費		226,312
	1 事業費	226,312
3 公債費		64,099
	1 公債費	64,099
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出	合計	296,469

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地区画整理事業	53,500 ^{千円}	普通貸借 又は 証券発行	3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、その融資条件、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、市財政の都合により繰上償還し、又は低利債に借り換えることができる。
計	53,500			

令和4年度飯能市岩沢北部土地区画整理特別会計予算

令和4年度飯能市の岩沢北部土地区画整理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ248,816千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、60,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入 (単位：千円)

款	項	金額
1 保留地処分金		1
	1 保留地処分金	1
2 使用料及び手数料		1
	1 使用料	1
3 国庫支出金		43,333
	1 国庫補助金	43,333
4 財産収入		6,955
	1 財産売却収入	6,955
5 繰入金		115,525
	1 一般会計繰入金	115,525
6 繰越金		5,000
	1 繰越金	5,000
7 諸収入		1
	1 雑収入	1
8 市債		78,000
	1 市債	78,000

歳 入 合 計	248,816
---------	---------

歳出 (単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		520
	1 総務管理費	520
2 事業費		202,749
	1 事業費	202,749
3 公債費		44,547
	1 公債費	44,547
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出	合計	248,816

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地区画整理事業	78,000 ^{千円}	普通貸借 又 証券発行	3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、その融資条件、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、市財政の都合により繰上償還し、又は低利債に借り換えることができる。
計	78,000			

令和4年度飯能市岩沢南部土地区画整理特別会計予算

令和4年度飯能市の岩沢南部土地区画整理特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ350,194千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表地方債」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、85,000千円と定める。

第1表 歳入歳出予算

歳入 (単位：千円)

款	項	金額
1 保留地処分金		1
	1 保留地処分金	1
2 使用料及び手数料		3
	1 使用料	3
3 国庫支出金		72,083
	1 国庫補助金	72,083
4 財産収入		1
	1 財産売払収入	1
5 繰入金		173,905
	1 一般会計繰入金	173,905
6 繰越金		5,000
	1 繰越金	5,000
7 諸収入		1
	1 雑収入	1
8 市債		99,200
	1 市債	99,200

歲 入 合 計	350,194
---------	---------

歳出 (単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		595
	1 総務管理費	595
2 事業費		292,041
	1 事業費	292,041
3 公債費		56,558
	1 公債費	56,558
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		350,194

第2表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
土地区画整理事業	99,200 ^{千円}	普通貸借 又は 証券発行	3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、その融資条件、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、市財政の都合により繰上償還し、又は低利債に借り換えることができる。
計	99,200			

令和4年度飯能市介護保険特別会計予算

令和4年度飯能市の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ6,734,763千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、400,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の
流用

第1表 歳入歳出予算

歳入 (単位：千円)

款	項	金額
1 保 險 料		1,698,150
	1 介 護 保 險 料	1,698,150
2 使 用 料 及 び 手 数 料		1
	1 手 数 料	1
3 国 庫 支 出 金		1,277,495
	1 国 庫 負 担 金	1,069,439
	2 国 庫 補 助 金	208,056
4 支 払 基 金 交 付 金		1,730,104
	1 支 払 基 金 交 付 金	1,730,104
5 県 支 出 金		1,016,309
	1 県 負 担 金	955,659
	2 県 補 助 金	60,650
6 財 産 収 入		1,886
	1 財 産 運 用 収 入	1,886
7 繰 入 金		1,000,717
	1 一 般 会 計 繰 入 金	1,000,717

(単位：千円)

款	項	金額
8 繰越金		10,000
	1 繰越金	10,000
9 諸収入		101
	1 延滞金、加算金及び過料	11
	2 雑入	90
歳入	合計	6,734,763

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		83,829
	1 総 務 管 理 費	3,027
	2 徴 収 費	6,722
	3 介 護 認 定 審 査 会 費	66,799
	4 事 業 計 画 策 定 委 員 会 費	7,281
2 保 険 給 付 費		6,231,067
	1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	5,660,589
	2 介 護 予 防 サ ー ビ ス 等 諸 費	152,665
	3 そ の 他 諸 費	3,493
	4 高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費	164,625
	5 高 額 医 療 合 算 介 護 サ ー ビ ス 等 費	19,913
	6 特 定 入 所 者 介 護 サ ー ビ ス 等 費	229,782
3 地 域 支 援 事 業 費		411,053
	1 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	142,916
	2 一 般 介 護 予 防 事 業 費	33,462
	3 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	234,307
	4 そ の 他 諸 費	368

(単位：千円)

款	項	金額
4 基金積立金		1,887
	1 基金積立金	1,887
5 公債費		1,316
	1 公債費	1,316
6 諸支出金		1,611
	1 償還金及び還付加算金	1,611
7 予備費		4,000
	1 予備費	4,000
歳出	合計	6,734,763

令和4年度飯能市後期高齢者医療特別会計予算

令和4年度飯能市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,198,764千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳 入 (単位：千円)

款	項	金 額
1 後期高齢者医療保険料		970,603
	1 後期高齢者医療保険料	970,603
2 繰 入 金		222,548
	1 一般会計繰入金	222,548
3 繰 越 金		1,000
	1 繰 越 金	1,000
4 諸 収 入		4,613
	1 延滞金、加算金及び過料	301
	2 償還金及び還付加算金	4,300
	3 雑 入	12
歳 入	合 計	1,198,764

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
1 総務費		20,583
	1 総務管理費	17,484
	2 徴収費	3,099
2 後期高齢者医療広域連合納付金		1,172,881
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	1,172,881
3 諸支出金		4,300
	1 償還金及び還付加算金	4,300
4 予備費		1,000
	1 予備費	1,000
歳出合計		1,198,764

令和4年度飯能市訪問看護ステーション特別会計予算

令和4年度飯能市の訪問看護ステーション特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ54,639千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表歳入歳出予算」による。

第1表 歳入歳出予算

歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 訪問看護収入		19,768
	1 訪問看護収入	15,145
	2 介護支援収入	4,623
2 使用料及び手数料		210
	1 使用料	210
3 繰入金		33,628
	1 一般会計繰入金	33,628
4 繰越金		1,000
	1 繰越金	1,000
5 諸収入		33
	1 雑収入	33
歳入	合計	54,639

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		36,686
	1 総 務 管 理 費	36,686
2 事 業 費		16,953
	1 事 業 費	16,953
3 予 備 費		1,000
	1 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		54,639

令和4年度飯能市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和4年度飯能市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	37,530戸
(給水世帯数)	(35,530世帯)
(2) 年間総配水量	10,051,600m ³
(3) 1日平均配水量	27,539m ³
(4) 主要な建設改良事業	
イ 老朽管布設替事業	272,900千円
ロ 配水管網整備事業	185,400千円
ハ 取水・浄水・配水施設等整備事業	71,037千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益	1,859,407千円	
第1項 営業収益	1,606,991千円	
第2項 営業外収益	252,110千円	
第3項 特別利益		306千円

	支	出
第1款 水道事業費用	1,762,842	千円
第1項 営業費用	1,688,932	千円
第2項 営業外費用	63,355	千円
第3項 特別損失	555	千円
第4項 予備費	10,000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額640,470千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額50,652千円、減債積立金112,912千円、過年度分損益勘定留保資金476,906千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入	344,742	千円
第1項 企業債	269,000	千円
第2項 負担金	65,742	千円
第3項 国庫補助金	10,000	千円

	支	出
第1款 資本的支出	985,212	千円
第1項 建設改良費	668,112	千円
第2項 企業債償還金	317,100	千円

(継続費)

第5条 継続費の総額及び年割額は、次のとおりと定める。

款	項	事業名	総額	年度	年割額
1 資本的支出	1 建設改良費	小岩井浄水場非常用発電機設置事業	130,000 千円	令和4年度	40,000 千円
				令和5年度	90,000 千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
老朽管布設替事業	千円 210,000	普通貸借 又は 証券発行	3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、その融資条件、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、企業財政の都合により繰上償還し、又は低利債に借り換えることができる。
取水・浄水・配水施設等整備事業	59,000	同上	同上	同上
計	269,000			

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

184,340千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計への補助を受ける金額は、9,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、21,270千円と定める。

令和4年度飯能市下水道事業会計予算

(総則)

第1条 令和4年度飯能市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 水洗化戸数	25,830戸
(2) 年間有収水量	6,021,500m ³
(3) 1日平均有収水量	16,498m ³
(4) 主要な建設改良事業	
イ 汚水管きよ整備事業	364,656千円
ロ 雨水管きよ整備事業	505,000千円
ハ 老朽化対策事業	75,810千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益	1,890,642千円	
第1項 営業収益	1,208,499千円	
第2項 営業外収益	594,094千円	
第3項 附帯事業収益	88,000千円	
第4項 特別利益		49千円

	支	出
第1款 下水道事業費用	1, 828, 779	千円
第1項 営業費用	1, 589, 899	千円
第2項 営業外費用	158, 049	千円
第3項 附帯事業費用	60, 951	千円
第4項 特別損失	9, 880	千円
第5項 予備費	10, 000	千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額432, 521千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額32, 672千円、減債積立金73, 603千円、過年度分損益勘定留保資金210, 513千円、当年度分損益勘定留保資金115, 733千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 資本的収入	1, 244, 451	千円
第1項 企業債	625, 500	千円
第2項 負担金及び分担金	31, 475	千円
第3項 他会計補助金	275, 476	千円
第4項 国庫補助金	312, 000	千円
	支	出
第1款 資本的支出	1, 676, 972	千円
第1項 建設改良費	1, 020, 473	千円
第2項 企業債償還金	656, 499	千円

(企業債)

第5条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共下水道事業	千円 625,500	普通貸借 又は 証券発行	3.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金及び地方公共団体金融機構資金については、その融資条件、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、企業財政の都合により繰上償還し、又は低利債に借り換えることができる。
計	625,500			

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第7条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用及び営業外費用の間の流用

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第8条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費

125,170千円

(他会計からの補助金)

第9条 一般会計からこの会計への補助を受ける金額は、305,010千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、1,958千円と定める。